

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月7日提出
【計算期間】	第2期中(自 2024年11月12日至 2025年5月11日)
【ファンド名】	あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2024-01
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 明美
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【事務連絡者氏名】	長瀬 博子
【連絡場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【電話番号】	03-6752-1050
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

以下は2025年 5月30日現在の運用状況であります。
投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アイルランド	32,272,819,559	97.92
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	682,553,820	2.07
合計（純資産総額）		32,955,373,379	100.00

（2）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2024年11月11日）	34,951,830,415	34,951,830,415	1.0358	1.0358
2024年 5月末日	34,352,057,447	—	1.0099	—
6月末日	34,565,723,434	—	1.0180	—
7月末日	34,139,094,739	—	1.0070	—
8月末日	33,765,002,268	—	0.9969	—
9月末日	33,844,781,431	—	0.9999	—
10月末日	34,668,267,426	—	1.0271	—
11月末日	34,638,792,481	—	1.0296	—
12月末日	34,797,961,059	—	1.0389	—
2025年 1月末日	34,639,301,563	—	1.0413	—
2月末日	33,472,697,924	—	1.0124	—
3月末日	32,856,710,679	—	0.9982	—
4月末日	31,728,930,926	—	0.9664	—
5月末日	32,955,373,379	—	1.0058	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2024年 1月31日～2024年11月11日	0.0000
当中間期	2024年11月12日～2025年 5月11日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2024年 1月31日～2024年11月11日	3.6
当中間期	2024年11月12日～2025年 5月11日	△4.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

2【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2024年 1月31日～2024年11月11日	34,069,855,703	327,596,290
当中間期	2024年11月12日～2025年 5月11日	—	919,611,251

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

（1）本ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（2024年11月12日から2025年5月11日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2024-01】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 2024年11月11日現在	第2期中間計算期間 2025年 5月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	290,782,743	250,362,210
投資証券	34,768,724,147	32,457,749,940
未収利息	876	7,201
流動資産合計	35,059,507,766	32,708,119,351
資産合計	35,059,507,766	32,708,119,351
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,010,200	499,584
未払受託者報酬	2,655,399	4,592,000
未払委託者報酬	103,560,488	179,087,843
その他未払費用	451,264	808,002
流動負債合計	107,677,351	184,987,429
負債合計	107,677,351	184,987,429
純資産の部		
元本等		
元本	33,742,259,413	32,822,648,162
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,209,571,002	△299,516,240
（分配準備積立金）	1,160,376,941	1,128,752,101
元本等合計	34,951,830,415	32,523,131,922
純資産合計	34,951,830,415	32,523,131,922
負債純資産合計	35,059,507,766	32,708,119,351

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 2024年 1月31日 至 2024年 7月30日	第2期中間計算期間 自 2024年11月12日 至 2025年 5月11日
営業収益		
受取配当金	484,080,928	482,021,888
受取利息	15,002	301,412
有価証券売買等損益	△83,029,633	△1,788,191,095
営業収益合計	401,066,297	△1,305,867,795
営業費用		
支払利息	250,490	-
受託者報酬	3,878,230	4,592,000
委託者報酬	151,251,165	179,087,843
その他費用	1,371,880	808,002
営業費用合計	156,751,765	184,487,845
営業利益又は営業損失（△）	244,314,532	△1,490,355,640
経常利益又は経常損失（△）	244,314,532	△1,490,355,640
中間純利益又は中間純損失（△）	244,314,532	△1,490,355,640
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,906,083	△14,233,965
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	1,209,571,002
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,652,318	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,652,318	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	225,293	32,965,567
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	225,293	32,965,567
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	291,835,474	△299,516,240

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の収益分配落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第1期 2024年11月11日現在	第2期中間計算期間 2025年 5月11日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 33,742,259,413口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 32,822,648,162口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 -円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 299,516,240円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0358円 (10,000口当たり純資産額) (10,358円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9909円 (10,000口当たり純資産額) (9,909円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第1期 2024年11月11日現在	第2期中間計算期間 2025年 5月11日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価の差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	有価証券 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第1期 自 2024年 1月31日 至 2024年11月11日	第2期中間計算期間 自 2024年11月12日 至 2025年 5月11日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,974,891,947円	33,742,259,413円
期中追加設定元本額	28,094,963,756円	-円
期中一部解約元本額	327,596,290円	919,611,251円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2025年5月末現在
 資本金の額 : 4億5,000万円
 発行する株式の総数 : 45,000株
 発行済株式総数 : 18,000株
 過去5年間ににおける主な資本金の増減 : 該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2025年5月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	44	511,161,887,386
単位型株式投資信託	9	14,266,199,255
合計	53	525,428,086,641

（３）【その他】

- （１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- （２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		前事業年度末 (2024年 3月31日現在)		当事業年度末 (2025年 3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	※ 2		1,341,600		1,932,863
前払費用			10,637		3,595
未収委託者報酬			1,706,098		1,707,727
未収入金			0		-
流動資産計			3,058,337		3,644,186
固定資産					
有形固定資産	※ 1		19,486		18,454
建物		18,986		18,006	
器具備品		499		447	
無形固定資産			18,750		13,750
ソフトウェア		18,750		13,750	
投資その他の資産			36,148		46,703
繰延税金資産		36,148		46,562	
敷金差入保証金		-		141	
固定資産計			74,384		78,907
資産合計			3,132,721		3,723,093
(負債の部)					
流動負債					
未払金			1,243,093		1,052,600
未払手数料	※ 2	876,900		882,402	
その他未払金	※ 2	366,193		170,197	
未払費用			1,710		23,088
未払法人税等			66,693		157,658
未払消費税等			75,401		25,616
預り金			11,909		24,749
賞与引当金			-		63,504
流動負債計			1,398,808		1,347,218
固定負債					
資産除去債務			22,763		22,947
固定負債計			22,763		22,947
負債合計			1,421,572		1,370,166
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			450,000		450,000
資本準備金		450,000		450,000	
利益剰余金			811,149		1,452,927
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		811,149		1,452,927	

純資産合計		1,711,149	2,352,927
負債・純資産合計		3,132,721	3,723,093

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年 3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		3,612,275		4,000,942	
営業収益計			3,612,275		4,000,942
営業費用					
支払手数料	※ 2	1,844,928		2,076,089	
支払投資顧問料		14,032		12,879	
広告宣伝費		22,230		34,041	
調査費		41,978		64,406	
委託計算費		44,462		120,159	
営業雑経費		101,345		116,359	
通信費		4,955		6,398	
印刷費		94,509		107,452	
協会費		1,880		2,509	
営業費用計			2,068,978		2,423,936
一般管理費					
給料	※ 2	376,478		459,738	
役員報酬		89,737		75,399	
給料・手当		211,324		286,675	
賞与		75,416		34,159	
賞与引当金繰入額		-		63,504	
法定福利費	※ 2	37,594		50,773	
採用費		-		7,837	
福利厚生費		-		1,024	
交際費		6,484		4,013	
寄付金		2,000		20	
会議費		1,259		12,351	
旅費交通費		13,429		17,142	
租税公課		21,228		21,479	
不動産賃借料	※ 2	25,291		28,834	
賃借料	※ 2	6,004		8,181	
固定資産減価償却費	※ 1	6,660		6,229	
資産除去債務利息費用		161		183	
支払報酬料		7,778		14,063	
消耗品費		4,373		1,403	
外注費		3,996		3,996	
保守修理費		7,370		5,854	
保険料		333		993	
送金手数料		4,751		6,400	
一般管理費計			525,194		650,523
営業利益			1,018,102		926,482
営業外収益					
受取利息	※ 2	6		462	
雑収入		168		524	
営業外収益計			174		987
営業外費用					
雑損失		65		-	
営業外費用計			65		-
経常利益			1,018,211		927,470
税引前当期純利益			1,018,211		927,470
法人税、住民税及び事業税	※ 2		321,168		296,105
法人税等調整額			△15,464		△10,413
当期純利益			712,506		641,777

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
				資本 準備金	資本 剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金					
当期首残高	450,000	450,000	450,000	98,642	98,642	998,642	998,642
当期変動額							
当期純利益				712,506	712,506	712,506	712,506
当期変動額合計	-	-	-	712,506	712,506	712,506	712,506
当期末残高	450,000	450,000	450,000	811,149	811,149	1,711,149	1,711,149

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	811,149	811,149	1,711,149	1,711,149
当期変動額							
当期純利益				641,777	641,777	641,777	641,777
当期変動額合計	-	-	-	641,777	641,777	641,777	641,777
当期末残高	450,000	450,000	450,000	1,452,927	1,452,927	2,352,927	2,352,927

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～30年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年

2. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、株式会社あおぞら銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度
(2024年 3月31日現在)当事業年度
(2025年 3月31日現在)

有形固定資産の減価償却累計額	6,043千円	7,272千円
----------------	---------	---------

※ 2. 関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
流動資産		
預金	584,487千円	436,001千円
流動負債		
未払手数料	277,387	264,667
その他未払金	332,756	162,668

(損益計算書関係)

※ 1. 減価償却実施額

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
有形固定資産	1,068千円	1,229千円
無形固定資産	5,591	5,000

※ 2. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	552,935千円	626,298千円
給料	372,428	139,944
法定福利費	36,896	19,223
不動産賃借料	25,291	28,834
賃借料	4,927	7,099
受取利息	3	275
法人税、住民税及び事業税	263,684	131,641

当該金額は、グループ通算制度により、通算親会社と授受する金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	0	-

資産計	1,706,099	1,706,099	-
(1) 未払手数料	876,900	876,900	-
(2) その他未払金	366,193	366,193	-
負債計	1,243,093	1,243,093	-

当事業年度（2025年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 未収委託者報酬	1,707,727	1,707,727	-
資産計	1,707,727	1,707,727	-
(1) 未払手数料	882,402	882,402	-
(2) その他未払金	170,197	170,197	-
負債計	1,052,600	1,052,600	-

(注1) 「現金・預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,706,098	-
(2) 未収入金	0	-
合計	1,706,099	-

当事業年度（2025年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 未収委託者報酬	1,707,727	-
合計	1,707,727	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2025年 3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2025年 3月31日現在）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
未収委託者報酬	-	1,707,727	-	1,707,727
資産計	-	1,707,727	-	1,707,727
未払手数料	-	882,402	-	882,402
その他未払金	-	170,197	-	170,197
負債計	-	1,052,600	-	1,052,600

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

未収委託者報酬

この時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払手数料及びその他未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払費用	523	7,069
未払賞与	21,007	9,299
賞与引当金	-	19,444
資産除去債務	6,970	7,026
未払事業税	12,719	8,710
繰延税金資産合計	41,221	51,551
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△5,072	△4,989
繰延税金負債合計	△5,072	△4,989
繰延税金資産(負債)の純額	36,148	46,562

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.1
住民税均等割	0.0	0.0
評価性引当額の減少	△1.0	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.0
その他	0.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0%	30.8%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、株式会社あおぞら銀行を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時際に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は136千円減少し、法人税等調整額が136千円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
期首残高	12,431	22,763
有形固定資産の取得に伴う増加額	22,627	-
時の経過による調整額	161	183
資産除去債務の履行による減少額	△12,456	-
期末残高	22,763	22,947

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
営業収益	3,612,275	4,000,942
うち委託者報酬	3,612,275	4,000,942
公募投資信託から生じるもの	3,445,798	3,849,901
私募投資信託から生じるもの	166,476	151,041

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報

当社は、投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等について、履行義務を負っています。委託者報酬額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。

(2) 取引価格の算定に関する情報

委託者報酬の金額は、信託期間を通じて毎日、投資信託の日々の純資産総額に対する一定の固定料率を乗じて計算されます。

(3) 履行義務の充足時点に関する情報

当社の日々のサービス提供時に、信託期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有直接100%	役員の受入者 事務代行 グループ通算 機器の賃借	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	263,684	その他未払金	263,684
							出向者負担金	409,324	その他未払金	68,606
							賃借料	4,927	その他未払金	465
							代行手数料	552,935	未払手数料	277,387

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,259	銀行業	被所有直接100%	役員の受入者 事務代行 グループ通算 機器の賃借	税額のうちグループ通算制度親会社への支払	131,641	その他未払金	131,641
							出向者負担金	159,168	その他未払金	30,370
							賃借料	7,099	その他未払金	656
							代行手数料	626,298	未払手数料	264,667

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	79,416	未払手数料	7,725

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	76,028	未払手数料	7,408

- (注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
(2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)あおぞら銀行（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
1株当たり純資産額	95,063.86円	130,718.18円
1株当たり当期純利益金額	39,583.71円	35,654.32円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
当期純利益(千円)	712,506	641,777
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	712,506	641,777
普通株式の期中平均株式数(株)	18,000	18,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 栄 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月25日

あおぞら投信株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 栄亮
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2024-01の2024年11月12日から2025年5月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2024-01の2025年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年11月12日から2025年5月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あおぞら投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。